THAIFEX 2027　栃木県ブース出品者募集要項

令和８（2026）年 11 月４日制定
栃木県産業労働観光部国際経済課

（趣旨）

１　この要項は、タイ・バンコクで開催される「THAIFEX 2027」（以下「食品見本市」という。）に設置する栃木県ブースの出品者の募集に関して必要な事項を定める。

（出品対象者）

２　出品対象者は、（１）又は（２）のいずれかに該当し、（３）～（５）の条件を満たすものとする。

（１）県内に本社又は事業所を置く中小企業及びその組合等（以下「企業」という。）

（２）県内の農産物等生産者団体又は県産農産物等の輸出に取り組んでいる団体（以下「農業団体」という。）

（３）日本・タイ国間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できること（タイに現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等）

（４）本要項に定められた条件を遵守できること

（５）県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できること

（対象となる出品物）

３　出品物は（１）又は（２）のいずれかに該当し、県として出品することが適当であると認められる商品とする。ただし、タイで販売可能な商品に限る。

（１）　県内で生産された農産物等及びその加工品

（２）　県内で製造され、自社製品として販売される食品

（費用負担）

４　県と出品者の費用負担については次のとおりとする。

（１）　出品者は、出品料の一部として 114,000 円を負担し、それに含まれる経費は次のものとする。

①出品スペース
②企業登録料
③統一デザインによる設営・装飾（基礎設置備品/１小間あたり（予定））
④共有設備等の維持管理（一定量の電気代及びその工事費含む）
⑤出品者バッジの提供（ただし、県職員が使用する分を除く。また、主催者の規程により発行枚数が制限される場合がある。）
⑥来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
⑦バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信
⑧ジェトロからの情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等）
⑨輸出準備サポート

（２）　出品料に含まれる経費以外の経費については、出品者の負担とする。
出品料に含まれない主な経費は、次のとおりである。

①社員・職員等の渡航費
②出品物及び出品物の輸送に係る経費（各種証明書等取得、公租公課、保険料等を含む。）
※輸送・通関業者は各出展者が自身で選定し、当該輸送・通関業者と関連手続きを直接行うこと。
③出品者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料及び設置・撤去の費用
④出品物の試食・試飲にかかる費用（消耗品含む）

※試食・試飲できる出品物は、主催者の定める規定に則るものに限る。(詳細は、2027 年３月中旬の出品者説明会にて説明がある予定)

⑤出品者の所有物、備品等の盗難保険料

⑥海外旅行保険及び賠償責任保険

⑦通訳、商品説明員等の傭人費

⑧追加の出品者バッジの購入に要する経費

⑨その他出品者の都合により発生する経費等

（３） 県は、出品料のうち出品者負担金を除く部分を負担する。

(出品の申込み)

５　出品の申込みは、出品申込書により、令和８(2026) 年 11 月６日（金）15 時までに国際経済課に行うものとする。

(出品者の決定)

６　県は、出品申込みを受けた際は、申込み内容について審査し、速やかに出品の決定を行い申込者に連絡するものとする。

なお、申込者が多数の場合や出品物が重複する場合は、本県における見本市等出展事業への参加状況及びジェトロが定める出品者選考の規定等を総合的に勘案して出品者を決定する。

(注意事項)

７　本事業の実施は、ジェトロパビリオンの採択及び県の令和９(2027) 年度予算案の可決を前提とし、議決等の状況により変更又は中止となる可能性があるほか、申込者数が２社に達しない場合は、栃木県ブースの設置をしない可能性がある。

また、県ブースの出品者として採択された場合、ジェトロへの申込に際し、（１）及び（２）の登録をする必要がある。

（１） ジェトロが運営するオンラインカタログサイト「Japan Street」へ食品見本市に出品する商品の登録

（２） THAIFEX 申込みフォームの登録

(その他)

８　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。